

「農業者等新型コロナウイルス 感染症対策支援事業」 のご案内

対象となる方

- ☆屋内外の密閉空間での農作業（茶摘み、出荷作業等）を実施するため従業員を雇用する販売農家※（家族経営は対象外）。
- ☆従業員を雇用して営業している直売所（軒先販売除く）。

※ 経営耕地面積が30a以上 又は
農産物販売金額が50万円以上の農家

本事業は、新型コロナウイルス感染症により影響が生じている農業者等を対象に、経営を継続するための感染症予防対策や影響を軽減するために必要な取組に対し、市から補助を行うものです。

【支援内容】

◎対策経費

- ①雇用する従業員に対する新型コロナウイルス感染症の予防対策に必要な取組にかかる経費
- ②農作業の省力化・効率化など人との接触機会の低減の取組及び設備・機器の新設又は改良による予防対策に必要な取組にかかる経費

◎補助率

①3分の2以内（補助上限額5万円／1事業者）

②3分の2以内（補助上限額25万円／1事業者）

※令和4年4月1日以降の取組を対象とします。

※①と②に係る経費は、重複して申請できます。

※ただし、他の事業との重複の申請とならないものとします。

※事業の詳細は裏面をご覧下さい

申請締切

令和4年10月31日（月）まで

問合先
申請書類提出先

城陽市農政課（0774-56-4005）

補助金の事業内容

支援対象①(取組例)

- A 屋内外の農作業（茶摘み、出荷作業）を行う従業員に対し配布するマスクや消毒液などの購入経費
- B 密集を避けるため、屋外で農作業を行う従業員の休憩場所を分散させるために必要なテントやベンチの購入経費
- C 直売所の飛沫防止のためのアクリル板などの設置経費
- D 直売所の従業員や来客用の消毒液の購入経費

支援対象②(取組例)

- A スマート農業ロボットやドローン等の機器の導入（リースを含む）に係る経費
- B 園芸施設の温度管理等におけるIoT機器の導入に係る経費
- C 園芸施設や農作業休憩場所、集出荷場等における換気機能強化などのための空調設備の導入や機能向上に係る経費

補助金事務の流れ

- ①城陽市農政課へ交付申請 [農業者]
- ↓
- ②市より交付決定
- ↓
- ③取組を実施 ※1 [農業者]
- ↓
- ④城陽市農政課へ実績報告※2 [農業者]
- ↓
- ⑤市より補助金の支払い

※1 申請内容と実際に行った内容が変更となる場合（交付決定額が変更となる場合等）は実績報告の前に変更承認申請書を提出していただく必要があります。
また、実績報告の時は領収書（レシート）の写しの添付が必要です。

※2 [農業者] と記載している箇所は、申請者（農業者）において本事業に係る申請等の手続きを行っていただくこととなります。